

港湾審議会第140回計画部会資料

# 三角港港湾計画書

— 改 訂 —

平成4年3月

三角港港湾管理者

本計画書は、昭和56年3月港湾審議会第92回計画部会の議を経た三角港の港湾計画を改訂するものである。

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	2
III	港湾施設の整備と配置	3
1	公共上級計画	3
2	港湾施設整備計画	4
3	港湾施設整備施設計画	7
4	港湾上級計画	10
4	港湾施設整備計画	10
5	港湾施設整備計画	10
6	港湾施設整備計画	10
IV	港湾の環境・景観と防犯	11
1	港湾施設整備計画	11
2	港湾施設整備計画	11
V	上級計画及び上級施設整備計画	12

## 目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	旅客船ふ頭計画	6
3	危険物取扱施設計画	7
4	専用ふ頭計画	7
5	水域施設計画	8
6	小型船だまり計画	8
7	マリーナ計画	10
IV	港湾の環境の整備及び保全	11
1	環境整備施設計画	11
2	廃棄物処理計画	12
V	土地造成及び土地利用計画	13

## I 港灣計画の方針

三角港は、熊本県の中央部、宇土半島の先端に位置する天然の良港である。明治17年より本格的近代港灣としての整備が全国各港に先駆けて行われ、明治20年に開港、以来本県唯一の貿易港として繁栄し、昭和26年には港灣法の制定にともない重要港灣として指定された。

その後、県内他港の整備とともに本港の性格も変化し、現在では宇土・天草地方を背後圏とする外内貿の流通拠点として、また、天草、島原方面への玄関港として重要な役割を果たしており、平成元年の取扱貨物量は、外貿28万トン、内貿273万トン、(うちフェリー230万トン)、合計301万トンに達している。

本港のおかれた三角町は、阿蘇から天草、雲仙にいたる観光ルートを中心に位置するとともに、「天草海洋リゾート基地」の玄関となる位置にもあたっており、魅力ある「天草」へのゲートウェイとしてイメージアップを図ろうとしている。

このため、本港に対しては、クルージングという海からのアプローチに応えられる施設整備を行うとともに、本港の持つ歴史性を活かしながら、「天草」への玄関にふさわしい港づくりを進めること、マリーナを中心とした安全かつ健全な海洋性レクリエーションの拠点として整備すること、さらには、老朽化した狭隘なふ頭の拡充による物流機能の充実などが求められており、これらの

多様な要請を踏まえた美しく親しまれる港づくりをすすめ、地域の発展を先導していくことが期待されている。このような情勢に対処するために、以下の方針のもとに、概ね平成15年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) 天草海洋リゾート基地のゲートウェイとして、また親しまれる港づくりを推進するため、<sup>きわざき</sup>際崎地区において旅客船ふ頭を整備するとともに快適かつ利便性の高い人流空間を創造する。
- 2) 老朽化した施設を再編するとともに効率性、利便性を高めるため、<sup>きわざき</sup>際崎地区において公共ふ頭の再開発を推進する。
- 3) 海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、<sup>はた</sup>波多地区においてマリーナを整備する。
- 4) 港湾内に散在する小型貨物船等を集約し港内の安全性の向上を図るため、<sup>のぼりたて</sup>登立地区及び<sup>とばせ</sup>戸馳地区に小型船だまりを整備する。
- 5) 効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するために、陸域200ha、海域1,000haからなる港湾空間を以下のように利用する。

- ① 際崎地区西部、波多地区西部を物流関連ゾーンとする。
- ② 際崎地区東部を人流関連ゾーンとする。
- ③ 波多地区東部、西港地区を緑地・レクリエーションゾーンとする。
- ④ 登立地区から岩谷地区<sup>いわや</sup>にかけての地区を船だまり関連ゾーンとする。

## II 港湾の能力

目標年次（平成15年）における取扱貨物量、入港最大標準船型及び港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 買	40 万トン
	内 買 (うち フェリー)	180 万トン (110 万トン)
	合 計	220 万トン
入港最大標準船型		1万5千G/T級
港湾利用者数	旅客施設等利用者	40 万人
	緑地利用者	10 万人
	マリーナ利用者	10 万人

### Ⅲ 港灣施設の規模及び配置

港灣の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港灣空間を形成するため、既存の港灣施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港灣施設の規模及び配置を次のとおり計画する。

#### 1 公共ふ頭計画

##### 1-1 際崎地区

鉄鋼、セメント等の外内貿貨物を取扱うため公共ふ頭を次のとおり計画する。

10,000 D/W級 水深10m 岸壁3バース 延長510m

ふ頭用地 10ha (荷捌施設用地及び保管施設用地、  
うち6ha既設)

##### 既定計画

2,000 D/W級 水深5.5m 岸壁3バース 延長270m

ふ頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

##### 既 設

10,000 D/W級 水深9m 岸壁2バース 延長325m

8,000 D/W級 水深8m 岸壁1バース 延長137m



なお、以下の施設を老朽化のため廃止する。

既 設			
小型船対象	水深 3 m	物揚場	延長200m

## 1 - 2 西港地区

以下の施設を老朽化のため廃止する。

既 設			
小型船対象	水深 2 m	物揚場	延長660m

## 2 旅客船ふ頭計画

### 際崎地区

旅客船需要増加に対応するため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

15,000G/T級	水深7.5m	岸壁 1 バース	延長220m (公共)
------------	--------	----------	----------------

小型船対象	水深 3 m	小型さん橋	3 基
-------	--------	-------	-----

ふ頭用地	1 ha (旅客施設用地)
------	---------------

### 3 危険物取扱施設計画

#### 際崎地区

公共ふ頭計画に伴い危険物取扱施設を次のとおり計画する。

2,000 D/W級 水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 100m  
(専用)

〔 既 設 〕  
2,000 D/W級 水深 5 m ドルフィン 1 バース(専用)

### 4 専用ふ頭計画

#### 際崎地区

船舶けい留のため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

200 G/T級 水深 6 m 係船浮標 1 バース 1 基

## 5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して航路及び泊地を次のとおり計画する。

### 5-1 航路

際崎地区 寺島航路 15,000 G/T級 水深 10m  
幅員 180m

### 5-2 泊地

際崎地区 水深7.5~10m 面積10ha

## 6 小型船だまり計画

漁船、小型貨物船等のための、小型船だまりを次のとおり計画する。

### 6-1 登立地区

〈松ヶ崎船だまり〉

泊地	水深	2m	面積	1ha
防波堤	延長	30m		
物揚場	水深	2m	延長	40m
ふ頭用地		1ha		

〈山下船だまり〉

泊地	水深	2m	面積	1ha
物揚場	水深	2m	延長	80m
船揚場	延長	10m		
ふ頭用地		1ha		

〈出崎船だまり〉

泊地	水深	4m	面積	8ha
航路	水深	4m	幅員	50m
物揚場	水深	4m	延長	140m
ふ頭用地		1ha		

6-2 戸馳<sup>とばせ</sup>地区

〈野崎船だまり〉

泊地	水深	2m	面積	1ha
防波堤	延長	140m		
物揚場	水深	2m	延長	80m
船揚場	延長	20m		
ふ頭用地		1ha		

6-3 西港地区

既定計画を削除する。

既定計画			
小型さん橋	水深	2m	2基

## 7 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

### 波多地区

泊地	水深	3m	面積	1ha
防波堤	延長	280m		
小型さん橋	水深	3m	4基	
船揚場	延長	15m		
レクリエーション 施設用地				2ha

## IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾の環境の整備及び保全を以下のとおり計画する。

### 1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地及び魚釣さん橋を次のとおり計画する。

際崎地区 緑地 3ha  
魚釣さん橋 1基

〔既定計画  
緑地 1ha〕

岩谷地区 既定計画どおりとする。

〔既定計画  
緑地 1ha〕

## 2 廃棄物処理計画

浚渫土砂80万 $\text{m}^3$ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について次のとおり計画する。

戸馳地区	廃棄物処理用地	9ha
登立地区	廃棄物処理用地	4ha

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、あわせて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	交 通 機 能 用 地	危 険 物 取 扱 用 地	施 設 用 地	緑 地	レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 用 地	廃 棄 物 処 理 用 地	合 計
際崎地区	(4) 12	5		2	(2) 3				(6) 22
波多地区	4						(2) 2		(2) 7
戸馳地区	(1) 1							(9) 9	(10) 10
西港地区	1				1				2
登立地区	(1) 2							(4) 4	(5) 5
岩谷地区	1		1		1				1
合 計	(6) 19	5	1	2	(2) 5	(2) 2	(13) 13	(23) 47	

注1 ( )は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



## 既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	交 通 機 能 用 地	危 険 物 取 扱 地	施 設 用 地	緑 地	合 計
際崎地区	8	5		2		1	16
波多地区	4						4
西港地区	1					1	2
登立地区	1						1
岩谷地区	1		1			1	1
合 計	14	5	1	2		2	23

注1 ( )は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 本表は現在の土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。